

# 高岡市上下水道事業経営委員会規程

平成 27 年 3 月 20 日

企業管理規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高岡市附属機関に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 19 号）第 4 条の規定に基づき、高岡市上下水道事業経営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 経営に関して専門的な知識を有するもの
- (3) 上下水道事業に関して見識を有するもの
- (4) その他管理者が適当と認めるもの

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 5 委員長は、委員を総括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、管理者の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(委員会の任期の特例)

- 2 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。